

第 2 3 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 4 月 2 6 日 (金) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明町舎 3 階大会議室

第 2 3 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 5 年 4 月 2 6 日（金） 1 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 5 年 4 月 2 6 日（金） 1 4 時 2 2 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 2 5 名
5. 欠席委員者の数 6 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 第 22 回島原市農業委員会総会 第 3 号議案の継続審議の案件について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による一時転用許可申請について
 - 第 5 号議案 非農地証明願について
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について

報告事項 合意解約通知書について

1 4 時 0 0 開始

議長

只今より、第 2 3 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、 2 番委員、 8 番委員、9 番委員、1 2 番委員

1 7 番委員、2 0 番委員

は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、3 1 名中 2 5 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第 1 5 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、

1 8 番委員、1 9 番委員を指名します。

議長

第1号議案、第22回島原市農業委員会総会 第3号議案の継続審議の案件を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

前回の継続審議の内容としましては、隣接農地の所有者との立ち会いが出来ておらず、立ち会
いし了承後に審議することとなっておりましたので報告します。

平成25年3月28日使用貸人、使用借人、代理人の行政書士、隣接農地所有者、農業委員会
事務局が立ち会い承諾されましたので、今回の議案に上程しました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可
相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

議長

次に、第2号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
譲受人は、孫で、祖父から孫へ田10筆3,340平方メートル、畑19筆8,682.11
平方メートルを贈与するための申請です。
耕作面積は12,022.11平方メートルで、農機具は、トラクター3台、耕運機1台、田
植機1台、トラック3台、動噴の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしてお
ります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

譲受人は、今年３月に諫早市にある農業大学校を卒業し、実家の農業後継者として４月より農業に従事しており、問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありました、第２号議案について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第２号議案の所有権移転は許可することに決定します。

議長

次に、第３号議案農地法第５条第１項の規定による許可申請の１番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第２４条の規定により、除斥の必要がありますので、２番委員の退場を求めます。

（委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

１番の譲受人は、８８３平方メートルを譲り受け、宅地を３区画造成し、分譲販売することとです。

申請地は、都市計画区域内の第１種住居地域であることから、第３種農地となります。

被害防除計画は別途添付しておりますので、説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番の申請地は、南側は道路、東側は宅地、西側及び北側は里道と水路を挟んで宅地となっております。

けんち

間知ブロック及びコンクリート擁壁を設け、20 cm から 85 cm 程度の盛土を行う、雨水は自然流下及び道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっております、問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第 3 号議案の 1 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2 2 番委員の入場を求めます。

(委員入場)

次に、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2 番の譲受人は 6 4 4 平方メートルを譲り受け、ユンボ 2 台、石材、仮設資材及び瓦などの資材置き場として使用することです。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が 10 ㍔未満であることから、第 2 種農地となります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、東側は雑種地、南側は農地、西側及び北側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由し道路側溝へ放流となり、問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

3番の譲受人は、6.91平方メートルを譲り受け、擁壁を設け盛り土して現状の住宅の石垣を補強するとのことです。

申請地は、市街化傾向が著しく住宅が連たんしていることから、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、南側及び東側は譲受人の宅地、北側及び西側が譲渡人所有の農地となっております。

現状は住宅が石垣の近くに建築されており、石垣が崩れる恐れがあるため、コンクリート擁壁し、盛り土して石垣の補強を行うとのこと、雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありました、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

賃借人は申請地を借り受け、水無川導流堤の除草作業や眉山ロードの管理のため、一時的に現場事務用地として利用したいとの申請です。一時転用申請は今回2度目で、水無川導流堤の除草作業や眉山ロードの管理についてのボランティア活動を行うための申請です。

前回の申請では2筆を一時転用としていたが、今回は、1筆に集約し利用するということで、転用期間も3年間となっており、問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側及び北側は農地、西側及び南側は道路になっており、申請目的の眉山ロードに

も隣接しています。

雨水排水は自然流下による放流となり、問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願の1番について、

申出地483平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成2年月日不詳頃より駐車場となっているとのことです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申出地は、北側が道路、南側が申し出者の自宅、東側が畑、西側が非農地証明願の2番の農地となっております。

現状を見ると20年以上経過したと思われるトラック等の駐車場となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案 非農地証明願の2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願の2番について、
申出地404平方メートル及び196平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成2
年月日不詳頃より宅地となっているとのことです。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申出地は、北側が道路、南側が申し出者の自宅、西側が畑、東側が非農地証明願の1番
の農地となっております。
現状を見ると20年以上経過したと思われる物置やプレハブとなっており、非農地証明を交付す
ることに問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第5号議案 非農地証明願の3番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願の3番について、
申出地61平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成5年2月頃より宅地となっているとのことです。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申出地は北側が宅地、南側が申し出者の畑、東側が道路を挟んで申し出者の自宅、西側が赤道を挟んで宅地となっております。
現状を見ると20年以上経過したと思われ、植栽されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程し

ます。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除^{じよせき}斥の必要がありますので、6番委員の退場を求めます。

(委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、5ページから6ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	5件	9筆	8,606.00㎡
耕作権の再設定	14件	24筆	20,999.00㎡
合計	19件	33筆	29,605.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、7ページに記載のとおりで、1件 1筆 261㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

6番委員の入場を求めます。

(委員 入場)

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第18条の合意解約通知書については、8ページに記載のとおりで、1件1筆3,121㎡の届けがありましたので報告します。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第23回島原市農業委員会総会を閉会します。

14時22分